

公 告 第 8 2 号

令和 8 年 2 月 2 4 日

リゾートトラスト健康保険組合
理事長 佐々木 征磁

令和 8 年度 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

健康保険法第 4 7 条（任意継続被保険者の標準報酬月額）の規定により、
平均標準報酬月額が下記のとおり決定いたしましたので公告いたします。

記

1. 令和 7 年 9 月 3 0 日現在の全被保険者の平均報酬月額 359,944 円
2. 令和 8 年度任意継続被保険者の標準報酬月額の上限 360,000 円
3. 上記 2 の適用期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

以上